

～ 番窓口(新規、業種追加申請等)で再来申請をされる方へ～

建設業課では、建設業許可(都知事許可)審査について、**再来の申請に限り**、平成24年4月2日より、予約制度を実施しておりますが、再来申請できる時間を改定いたしますのでお知らせします。
なお、従来どおり予約なしでの審査も受け付けます。

記

1 制度改定日

平成25年9月9日(月)から

2 予約対象の方

再来申請の方(番窓口で審査を受け、審査票をお持ちの方)で予約を希望される方

3 再来申請を予約できる時間

午前9時から11時までに限定させていただきます。

(1回の予約に対して審査を受けられるのは1件のみです。)

当日は、予約した担当者のもとへ直接お越しください(番号札は取らないでください)。

4 再来申請を予約する方法

(1) 窓口での予約: 直接、窓口で担当者に予約する旨をお伝えください。

(2) 電話での予約: お電話での予約も受け付けます。担当者名をお伝えください。

電話番号:03-5388-3353、03-5388-3355

電話受付時間:9:00~12:00、13:00~17:15

5 伝達事項

予約時に、以下の事項をお伝えください。

・最初に審査した、審査担当者名 ・再来審査希望日 ・予約者名 ・御連絡先

6 予約に当たっての注意事項

(1) 初回の申請は予約できません。

(2) 予約時間に遅れる場合や、キャンセルする場合は、必ず御連絡下さい。

(3) 15分以上連絡なく遅れた場合は、予約はキャンセルされたものとみなします。

(4) 何らかの事情で担当者が担当できない場合、他の職員が担当する場合があります。

(5) 予約状況によっては、予約をお受けできない場合もあります。

(6) 相談コーナーの予備審査のみ受けている方は対象外です。

(7) 番窓口では、予約制度は行いません。

担当者が予約審査中の場合、同一担当者の再来申請の方をお待たせする場合があります。

お問い合わせ先
市街地建築部 建設業課
電話(直通):03-5388-3353、3355